

令和4年第5回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和4年5月27日

午後 1時00分開会

午後 2時00分閉会

場 所 中頓別町役場大会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

佐藤 秀樹、西 一彦、石井 進、石橋 美代子、藤田 健一
森川 健一

6名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

石黒 和浩

1名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 北 村 哲 也

4 本会のための書記 農業委員会 主事 吉 田 晃 太

5 議 事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)

6. その他

(1) 今後の予定について

①令和4年第2回中頓別町議会定例会

令和4年6月7日(火) から9日(木)

②第43回北海道農業者年金協議会総会

令和4年6月14日(火) 14:00～ 札幌市自治労会館

③一般社団法人北海道農業会議第93回総会(予定)

令和4年6月15日(水) 13:30～ 札幌市自治労会館

(2) その他

8. 閉 会

事務局長	ただ今から、令和４年第５回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶終了)
事務局	【欠席報告】 本日は 石黒委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。
事務局	【定数報告】 本日の出席委員は７名中６名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、中頓別町農業委員会会議規則第７条第１項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。
議長	【議事録署名委員の指定】 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第１５条の規定に基づき、議長が２名の委員を指名いたします。 １番 佐藤委員、２番 西委員を指名いたします。 次第の４番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。
事務局	【会務報告】 事務局より説明
議長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委員	ありませんの声
議長	質疑がないようなので、ここで暫時休憩します。
議長	それでは、議案の審議に移りたいと思います。 議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より内容の説明をいたさせます。

事務局	議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。 令和４年５月２７日提出、中頓別町農業委員会会長。 番号〇〇、土地の表示は〇〇の計〇〇筆、面積は〇〇〇〇〇㎡。賃貸料は〇〇〇〇〇〇円。 (詳細を事務局より説明) 以上、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。
議長	それでは、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入ります。 〇〇番について何かご質問はございませんか。
委員	ありませんの声
議長	質疑なしと認め、〇〇番について、ご異議ございませんか。
委員	異議なしの声
議長	ご異議なしと認め、〇〇番については承認することに決しました。 続いて議案第２号「農地法第３条第２項第５号に定める農地の設定について(下限面積の設定)」を議題といたします。 内容について、事務局から説明いたさせます。
事務局	それでは、議案第２号「農地法第３条第２項第５号に定める農地の設定について(下限面積の設定)」説明をいたします。 農地法第３条第２項第５項に定める下限面積の設定及び別段面積の設定について、審議を求める。 令和４年５月２７日提出、中頓別町農業委員会会長。 「農地法の一部を改正する法律」が平成２１年１２月１５日に施行されたことに伴いまして、下限面積(別段の面積)を北海道知事に代わりまして農業委員会が毎年、設定または修正の必要性について審議することになっております。 農地を売買、賃貸などで利用権を取得しようとするときは、取得後の経営面積の合計が北海道では２ヘクタール以上とならなければ、原則、取得することはできません。これが、農地法第３条第２項に定められている下限面積でございます。

	下限面積設定の理由でございますが、農地法施行規則第17条第1項に基づき、北海道の下限面積である2ヘクタール未満の農地を耕作している農業経営体が全農業経営体のおおむね4割を超えていないため、別段の下限面積の設定は行わないとするもので、平成29年第3回総会において、それまでは設定していた下限面積の50aから北海道の下限面積である2haに見直しをしており、令和4年度においても、本農業委員会としての下限面積の設定は行わないこととするものであります。 以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。
議長	議案第2号の「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」、事務局から説明が終わりました。何か、質疑意見等ございますか。
委員	ありませんの声
議長	質疑なしと認め、議案第2号について、ご異議ございませんか。
委員	異議なしの声
議長	ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」は承認することに決しました。 以上で、本日提出の議事が全て終了しました。 それでは、6 その他 （1）今後の予定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局説明
議長	何か質問はありませんか。
委員	ありませんの声
議長	次に（2）その他について、事務局および委員のみなさまから何かございますか。
事務局	事務局説明
議長	何か質問はありませんか。
委員	ありませんの声

議長

ほかに委員のみなさまからの何かございませんか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第5回農業委員会総会を終了いたします。